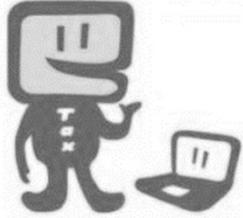


確定申告

はお早めに！

完全 予約制

e-Taxのご案内 (無料)



オンラインでらくらく。
e-Tax
国税電子申告・納税システム



※ご自身で申告書作成が簡単に無料でできます！

申告会場のご案内 (無料)

結の街 (浦添市産業振興センター)

浦添市勢理客4丁目13番地1号

開設期間：2/17~3/17

お問合せ先：098-867-3101

(那覇税務署)

方法：当日会場で整理券を受け取るか

LINEにて事前発行(LINE ID「@kokuzei」)



LINE

商工会での申告相談・作成サポート (要手数料)

■場所 南城市商工会

■対象 商工会会員のみ

■期間 令和7年2月17日(月)~3月13日(木)

■作成サポート手数料 所得税 **3,000円** (税込) 消費税 **2,000円** (税込)

定員に達し次第
締切ります。

※**事前に帳簿整理・記帳・集計**をしてお越してください。

※**事業所得(不動産所得含む)のみ**。その他所得の申告は税務署または税理士へご相談ください。

※令和5年の**所得が400万円以上**の方は**税務署**もしくは**税理士**へご相談ください。

※申告される内容によっては、商工会で対応できない場合もありますので、ご了承ください。

【商工会相談申込書】 ※**先着順**となりますので**お申込みはお早め**にお願いします。

事業所名			
氏名			※ 税理士相談希望 の方は 別紙 にてお申し込みください。
電話番号	(0) - -		消費税申告(有・無)
	受付後、折り返し連絡致しますので担当者の番号をお願いします。		インボイス登録事業者ですか？(はい・いいえ) 「はい」の方は消費税の申告が必要です。
希望日時 ※ご希望の時間帯に ☑をお願いします。	第一希望	月 日 () ☐10:00 ☐13:30 ☐15:30	☐裏面の申告に必 用な書類を確認 しました
	第二希望	月 日 () ☐10:00 ☐13:30 ☐15:30	

※**相談時間60分**とさせていただきます。一回のご相談で**終了しない**場合は、**再度ご予約**頂きます。

お問合せ先：南城市商工会 **FAX098-947-6559** **TEL098-947-1283**

商工会へご相談される皆さまへのお願い

- ◆ **南城市商工会でのご相談は3月13日（木）まで**となりますので
ご相談はお早めにお願いします。
(3/14以降は税務署へのご案内となります)

★ **申告に必要な書類**をご持参ください。

✓ 欄	
<input type="checkbox"/>	決算書または、売上・経費の集計表（令和6年1月～12月） ※消費税課税事業者は、標準税率（10%）・軽減税率（8%）区分をお願いします。 ※消費税の一般課税事業者につきましては、上記の区分に加えて、免税事業者との取引区分が必要です。（2割特例を適用される方は必要ありません） 区分ができていない場合、商工会での消費税申告に係る計算が出来ませんので、くれぐれもご注意ください。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険の支払証明書、国民年金、生命保険等の控除証明書
<input type="checkbox"/>	税務署発行の確定申告案内 （文書またはハガキ等）
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード （※マイナンバーカードがない方は、マイナンバー通知カードと運転免許証等の写し） e-Taxによる申告をご希望の方は、マイナンバーカード発行時にご自身で設定したパスワード2種も必要となります。 1. 利用者証明用電子証明書（数字4桁） 2. 署名用電子証明書（英数字6～16文字） ※電子証明書の有効期限は5年間です。 失効した場合は、市町村の窓口で更新ができます。
<input type="checkbox"/>	令和4年・令和5年分の確定申告書
<input type="checkbox"/>	その他控除 （ 小規模企業共済控除証明書 ・医療費のお知らせまたは、領収書・寄付金等の領収書）
<input type="checkbox"/>	経営セーフティ共済（倒産防止共済） の納付額が分かる書類
<input type="checkbox"/>	扶養者、障害者等の控除関係書類 （所得証明書や障害者手帳など）
<input type="checkbox"/>	CD-R （商工会で申告書を作成したことがある方）
<input type="checkbox"/>	新規で振替納税を希望の方は、 振替口座の通帳及び口座届出印 （ 本人名義のみ ※屋号付きは不可）

■ 以下の収入について金額の確認と雑収入への計上お忘れなく！！■

* 各種補助金、助成金、支援金など

必要書類を忘れた場合、対応致しかねますのでご了承ください。

